

質問・回答 認可外保育施設無償化説明会 令和元年9月2日(月)10時00分～12時00分 保健所5階 会議室

No.	項目	資料	質問	回答
■全体説明会(10時00分～11時05分)に係る質問・回答				
1	確認申請	P3	7月末までの確認申請について提出したが、その結果はどのように知らされるのか。	9月25日にホームページ上※で周知を行った(公示)ほか、9月30日に各園へ通知を発送させていただいております。 ※ https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/shien/musyouka_ithirann.html
2	給付認定	P21	3歳児になると4月から認可の保育園や幼稚園に通うようになる子が多いが、認可保育園などを申し込みつつ給付認定の手続きもしてよいか。	可能です。認可保育施設の4月入所のスケジュールは、例年1次選考の結果は1月下旬、2次選考の結果は2月下旬に出ていることもあり、前月10日(3/10)までに無償化のための給付認定申請を、区ことも家庭課にして頂ければ結構です。 また、国は「みなし認定(認可を申込み入所不承諾となったが、2号認定(もしくは3号認定)など保育の必要性が認定された場合、新2号(もしくは新3号)として無償化のための給付認定を受けたとみなすもの)」も想定しているため、詳細が明らかになり次第お知らせいたします。
3	無償化の対象施設	P21	「資料4-1 手続(注1)」に、無償化対象外のケースについて記載があるが、複数の施設を利用している場合は認可外保育施設は無償化の対象外となるという理解でよいか。	「資料4-1 手続(注1)」の四角囲いで記載されている施設を利用している場合は、認可外保育施設については、無償化対象外となります。 なお、複数利用が可能な場合は、①認可外保育施設等を複数利用する場合、②幼稚園等の預かり保育の提供日数が十分でない(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合などです。十分な預かり保育を提供している園については、9月25日にホームページ上※で周知を行っております。 ※ https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/shien/musyouka_ithirann.html
4	領収証兼提供証明書	P29	月に数日など、スポーツ的に利用した場合、「資料6 2特定子ども・子育て支援に係る提供内容」の「提供した日」はどのように記載すればよいか。	提供した日の始まりと終わりの日にちを記載してください(例:10月5日と10月20日の2日間利用した場合は、「10/5～10/20」と記載)。
5	領収証兼提供証明書	P29	「資料6 1領収金額」に記載する金額は税込か税抜か。	届出をしております認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明が発行されている場合は、保育料に係る消費税はかかりません。
6	領収証兼提供証明書	P29	提供証明書及び領収書に法人の印は必須か。また、必須の場合、運営委託を行っている際の印は設置者と運営者どちらになるか。	原本性の担保のため印は必要です。内容の証明ができれば運営委託先の法人でも可能ですが、別途運営委託を行っていることがわかる資料を求める可能性がありますので、ご承知おきください。
7	領収証兼提供証明書	P29	給付認定を受けている人に対して領収証兼提供証明書の交付は義務とのことだが、領収証兼提供証明書を求めている保護者や給付認定を受けているか不明な保護者についてはどうか。	給付認定を受けている保護者に対しては、領収証兼提供証明書を交付する義務があります。そのため、給付認定者であることを把握している場合には、保護者が領収証兼提供証明書を求めているかに関わらず、領収証兼提供証明書を交付する必要があります。しかし、給付認定通知の提示がなく、給付認定を受けていることが分からない場合には交付は難しいと考えます。
8	領収証兼提供証明書	P29	領収証兼提供証明書の保育提供日数について、月極利用児童が休んだ場合は開所日数ではなく、実際に利用した日数となるのか。	保育を提供した日数が基本ですので、対象児童がお休みをした日を除いた日数を記載頂くこととなります。しかし、認可外保育施設においては、提供日数は無償化の算定に影響がない(利用日数に関わらず月額で決定)ため、記載不要といたします(様式を修正し、提供日数に係る部分を削除)。 ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。
9	領収証兼提供証明書	P29	園でとりまとめて提出する際の送付先はどこか。また、領収証兼提供証明書は原本である必要があるか。(説明会后、個別質問)	窓口での提出の場合は区ことも家庭課 又は 幼保運営課 郵送での提出の場合は幼保運営課 千葉県に提出していただく請求書、領収証兼提供証明書はいずれも原本である必要があります。施設側で取りまとめていただく場合は、領収証兼提供証明書については、(保護者に同意を得た上で、)保護者に写しを交付し、千葉市に原本を提出していただくといった運用が考えられます。 ※P6「資料2 請求事務に係る留意事項 No.1,2」参照
■個別説明会(ベビーシッター 11時15分～12時00分)に係る質問・回答				
10	基準	p32	保育士または看護師資格がない場合は、研修等の受講が必要か。	お見込みのとおりです。保育士または看護師資格がない場合は、研修等の受講が必要となります。
■個別説明会(先P・ルーム 11時15分～12時00分)に係る質問・回答				
11	地方単独保育施設加算	P49	現在地方単独保育施設加算を差し引いた金額で保護者に提示しているが、無償化後も同様の運用で構わないか	それでも問題はありますが、無償化後は地方単独保育施設加算より無償化の3万7千円を先に充てる必要があるため、注意が必要です。 また、無償化後の地方単独保育施設加算の金額について、認可保育園の保育料の平均がどの金額を指すのか(無償化された保育料を含めた計算か、無償化されていない保育料の平均か、3万7千円かなど)示されていないため保護者に対し、追給または返還が生じる可能性があることは事前に説明が必要となります。
12	第二子以降、求職中世帯	P50	無償化の償還払いと重複しないように支給ということは、無償化の支給が保育料の支払いから通常通り申請をした場合最長6か月後となる関係上、園に支払う金額が一時的に上がるということではないか。	お見込みのとおりです。
13	基本助成	—	今後の先取りプロジェクト認定保育施設及び保育ルームの助成制度はどうなるのか。	現在認可移行型の助成制度につきましては国の補助が継続するさぎり廃止の予定はありません。認可移行計画書未提出の従来型につきましては、現在取り扱いが未定のため、確定し次第メール等ににて周知いたします。